

<p>第二十七条ノ二 第二十二条ノ二ノ規定ニ依ル臨検ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス。</p> <p>第二十八条 第二十二条、第二十二条ノ二、第二十三条及ヒ第二十六条ノ規定ハ船長三代ハリテ其職務ヲ行フ者ニモ亦之ヲ適用ス。</p> <p>第二十九条 船舶所有者ノ代表者、代理人、使用人其他ノ従業者船舶所有者ノ業務ニ関シ第二十七条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其船舶所有者ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス。法人ノ代表者又ハ法人若クハ代理人、使用人其他ノ従業者其法人又ハ人人ノ業務ニ関シ第二十七条ノ二ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス。</p>
<p>第三十条及ビ第三十一条 削除</p>
<p>第三十二条 管海官庁ノ事務ハ外国ニ在リテハ日本ノ領事之ヲ行フ。</p> <p>第三十三条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)ニ定ムルモノノ外領事ノ行フ前項ノ事務ニ係る处分又ハ其不作為ニ付テノ審査請求ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム。</p>
<p>第三十四条 本法ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス。</p> <p>関スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス。</p> <p>明治十九年法律第一号登記法中船舶ノ登記ニ付ハ此限ニ在ラス。</p> <p>商法第七百九十五条の規定ハ商行為ヲ為目的ヲ以テセサルモ航海ノ用ニ供スル船舶ニ之ヲ準用ス但官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶ニ付テハ此限ニ在ラス。</p> <p>商法第七百九十五条の規定ハ商行為ヲ為目的ヲ以テセサルモ専ラ湖川、港湾其他ノ海以外ノ水域ニ於テ航行ノ用ニ供スル船舶(前項但書ニ規定スル船舶ヲ除ク)ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同法第七百九十五条中「船舶」トアルハ「船舶又は船舶法第三十五条第一項に規定する船舶」ト讀替フルモノトス。</p> <p>第三十六条 明治三年正月二十七日布告商船規則、同十二年第五号布告、同年第十九号布告、同十四年第十二号布告其他ノ法令ニシテ本法ノ規定ニ抵触スルモノハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス。</p>
<p>第四十一条 本法ノ施行ニ関スル細則ハ国土交通大臣之ヲ定ム。</p> <p>附 則 (昭和一四年四月五日法律第六八号) 抄</p>

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	
附 則 (昭和二四年一二月一九日法律第二一四号) 抄	
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。	
附 則 (昭和三三年四月一五日法律第六二号) 抄	
この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。	
附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄	
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。	
附 則 (昭和五四年一二月二十五日法律第七〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄	
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄</td	

附 則（平成二一年六月四日法律第六七号）

1 この法律は、公布の日から起算して一週間を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則（平成一三年七月四日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立て（訴訟に関する経過措置）

を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（訴えの提起についてには、なお従前の例による。）

同項前段に規定する船舶については、その航行を終了するまでの間は、適用しない。
(罰則に関する経過措置)

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

（政令への委任）

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成三〇年五月二十五日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

第十八条 前条の規定による改正後の船舶法第三十五条第二項（新商法第七百九十一条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、施行日前に発航をした事故については、適用しない。

2 前条の規定による改正後の船舶法第三十五条第二項（新商法第八百七条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、施行日前に発航をした